

○中山間地域等直接支払交付金 棚田地域振興活動加算の目標について(R3年度新規・変更協定)

資料1-① 別紙

No	市町村	集落協定名	集落協定における棚田加算の達成目標(集落協定→市町村)			棚田地域振興活動計画の目標(協議会→国)			認定日	協定書と活動計画の整合性の有無
			[ア 棚田等の保全]	[イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮]	[ウ 棚田を核とした棚田地域の振興]	[ア 棚田等の保全]	[イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮]	[ウ 棚田を核とした棚田地域の振興]		
1	富山市	鎌倉	【集落機能強化】 令和6年度までに、棚田の保全に取り組みボランティアの人数を、0人(令和3年)から2人に増加。	【生産性向上】 令和6年度までに棚田で生産しているソバの出荷量を2.5トン(令和3年)から3トンに増加。	【棚田の価値を活かした活動】 令和6年度までにマコモタケの農作業体験のイベントを新たに年1回開催。	【集落機能強化】 令和6年度までに、棚田の保全に取り組み農業ボランティアの人数を、0人(令和3年)から2人に増加。 ①	【生産性向上】 令和6年度までに棚田で生産しているソバの出荷量を2.5トン(令和3年)から3トンに増加。 ①	【棚田の価値を活かした活動】 令和6年度までにマコモタケの農作業体験のイベントを新たに年1回開催。 ①	R3.6月	有
2	高岡市	高岡市沢川 ※下線:変更箇所	【集落機能の強化】 新たな担い手1名以上を確保。	【生産性の向上】 鳥獣被害の防止に努め、令和元年度に2,000㎡であった鳥獣被害面積を1,500㎡以内に抑える。 密苗用田植機を1台導入。	【棚田の価値を活かした活動】 棚田米を活用したもちつき催し。今後5年間で、参加者で食べ物などを作る催しを新たに1つ行う。(計年2回)令和6年までに、参加者16人(令和元年)から20人以上に増やす。	【集落機能の強化】 新たな担い手1名以上を確保。 ②	【生産性の向上】 鳥獣被害の防止に努め、令和元年度に2,000㎡であった鳥獣被害面積を1,500㎡以内に抑える。 密苗対応の田植機を1台導入。 ②	【棚田の価値を活かした活動】 棚田米を活用したもちつき催し。今後5年間で、参加者で食べ物などを作る催しを新たに1つ行う。(計年2回)令和6年までに、参加者16人(令和元年)から20人以上に増やす。 ②	R4.3月(変更)	有
3	高岡市	高岡市山川 ※下線:変更箇所	【集落機能の強化】 新たな担い手1名以上を確保。	【生産性の向上】 鳥獣被害の防止に努め、被害額を30万円/年以下にする。 共同利用のためのコンバイン1台を導入。	【棚田の価値を活かした活動】 作物(マコモタケ、マルイモ等を予定)の収穫体験を開催し、年間の参加者数15人を目指す。	【集落機能の強化】 新たな担い手1名以上を確保。 ③	【生産性の向上】 鳥獣被害の防止に努め、被害額を30万円/年以下にする。 共同利用のためのコンバイン1台を導入。 ③	【棚田の価値を活かした活動】 作物(マコモタケ、マルイモ等を予定)の収穫体験を開催し、年間の参加者数15人を目指す。 ③	R4.3月(変更)	有
4	高岡市	高岡市下山田	【集落機能強化】 棚田を活用し、ひまわりの迷路を作り参加してもらうイベントを開催し、令和6年度までに、年間の参加者20人を目指す。	【生産性の向上】 令和元年末の集積率79%を令和6年度末までに85%に6%増加させる。	【棚田の価値を活かした活動】 ひまわり(景観作物)を20a植栽。	【集落機能強化】 棚田を活用し、ひまわりの迷路を作り参加してもらうイベントを開催し、令和6年度までに、年間の参加者20人を目指す。 ④	【生産性の向上】 令和元年末の集積率79%を令和6年度末までに85%に6%増加させる。 ④	【棚田の価値を活かした活動】 ひまわり(景観作物)を20a植栽。 ④	R3.2月	有
5	高岡市	高岡市東保新	【集落機能強化】 令和6年度末までに、棚田での生産作物(えだだめを予定)の収穫体験を開催し、年間の参加者数20人を目指す。	【生産性の向上】 ラジコン式草刈機1台を導入。	【棚田の価値を活かした活動】 ひまわり(景観作物)を13a植栽。	【集落機能強化】 令和6年度末までに、棚田での生産作物(えだだめを予定)の収穫体験を開催し、年間の参加者数20人を目指す。 ⑤	【生産性の向上】 ラジコン式草刈機1台を導入。 ⑤	【棚田の価値を活かした活動】 ひまわり(景観作物)を13a植栽。 ⑤	R3.2月	有

○中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用より抜粋

○指定棚田地域振興活動計画より抜粋

第8 交付額

2 棚田地域振興活動加算

(2) 実施要領第6の3の(2)のイの(ア)の「棚田地域の振興を図る取組」は、次のアからウまでのそれぞれについて、例示する取組を参考に、地域の実態に応じて定量的な目標及び取組期間を協定に定める取組とする。なお、上記の目標については、実施要領第8の2で定める**第三者機関による確認・意見聴取を行うもの**とする。

また、アからウまでの取組には**棚田の価値を活かした活動に加え、5の(1)及び6の(1)の取組を含めるとともに、棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第10条第3項の規定に基づき認定された認定棚田地域振興活動計画に定める指定棚田地域振興活動の目標と整合を図るもの**とする。

ア 棚田等の保全

棚田法面の補修、耕作道や棚田進入路等の農作業安全対策の実施、棚田からの土壌流出防止対策の実施等

イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮
農産物の供給の促進、自然環境の保全・活用、良好な景観の形成、伝統文化の継承等

ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興、棚田を観光資源とした地域振興、棚田米等を活用した6次産業化の推進等

5 集落機能強化加算

(1) 実施要領第6の3の(2)のイの(イ)の「新たな人材の確保に関する取組又は**集落機能を強化する取組**」は、地域の実情に応じて、外部人材の確保、移住促進、地域づくりなどの団体の設立、集落機能を強化するために行う集落内外の組織との連携体制の構築等を例として、定量的な目標及び取組期間を協定に定める取組とする。

6 生産性向上加算

(1) 実施要領第6の3の(2)のイの(オ)の「**農業生産性の向上を図る取組**」は、地域の実態に応じて、生産効率の向上、管理の省力化、営農の省力化、高付加価値型農業の実践、地場産農産物等の加工・販売等を例として、定量的な目標及び取組期間を協定に定める取組とする。

富山市棚田地域振興協議会 (計画:令和2年8月認定)

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)
富山市山田「鎌倉」集落の棚田ほか省略

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

・担い手の確保

令和6年度までに、須原・小羽・下伏・土・根ノ上集落の棚田の保全に取り組む農業ボランティアの人数を、現在の延べ10人から延べ15人に増加させる。

① 令和6年度までに、鎌倉集落の棚田の保全に取り組む農業ボランティアの人数を、現在の0人から2人に増加させる。

・鳥獣被害の防止

下伏・土・根ノ上集落の棚田で電気柵を9km設置し、継続して鳥獣被害対策を行う。
鎌倉集落の棚田で電気柵を5km設置し、継続して鳥獣被害対策を行う。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・自然環境の保全・活用

小羽・下伏・土・根ノ上集落の棚田で環境保全型の農業(有機農業)を継続して実施する。

小羽・下伏・土・根ノ上集落の棚田で開催している農業体験等の自然ふれあいイベントを、現在の年1回から令和6年度までに年2回に増加させる。

・農産物の供給の促進

① 令和6年度までに、鎌倉集落の棚田で生産しているソバの出荷量を現在の2.5トンから3トンに増加させる。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

令和6年度までに、小羽集落にある交流施設の営業日数を現在の月1回から月4回に増加させる。

① 令和6年度までに、鎌倉集落の棚田でマコモタケの農作業体験のイベントを、新たに年1回開催する。

・棚田米等を活用した6次産業化の推進

令和6年度までに、須原・小羽・下伏・土・根ノ上集落の棚田で酒米を生産し、棚田米を使用した新たな日本酒の開発・製造に取り組み、年間200本(720ml)の製造・出荷を行う。

鎌倉集落の棚田で栽培している、マコモタケの葉の部分を利用したしめ飾りの制作・販売を継続して行う。

高岡地域担い手育成総合支援協議会 (計画:令和2年8月認定)

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)
沢川(そうごう)棚田、山川(やまかわ)棚田、下山田(しもやまだ)棚田、東保新(ひがしぼしん)棚田、五位(ごい)棚田

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

・耕作放棄の防止・削減

一沢川棚田、山川棚田、下山田棚田、東保新棚田及び五位棚田では、中山間地域等直接支払交付金の対象となっている農地については、耕作放棄・遊休農地となっている箇所はない。令和6年度末まで引き続き現状を維持し、耕作放棄地又は遊休農地の新たな発生を、沢川棚田・東保新棚田では2ha以内、山川棚田・下山田棚田・五位棚田では1ha以内にする。

・担い手の確保

②③ 一沢川・山川・五位棚田では、新たな担い手1名以上を確保する。

・集落機能の強化

④ 一下山田棚田では、棚田を活用し、ひまわりの迷路を作り参加してもらうイベントを開催し、令和6年度までに、年間の参加者20人を目指す。

⑤ 一東保新棚田では、棚田での生産作物(えだだめを予定)の収穫体験を開催し、令和6年度までに、年間の参加者数20人を目指す。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・自然環境の保全・活用

一令和6年度までに、沢川棚田のり面のうち、現状0㎡から1000㎡に防草ネットの設置を行う。また、鳥獣被害防止用の電気柵の電力源について、バッテリー式のものソーラー式のもの併用している(3:7の割合)、すべての電気柵についてソーラー式のものへと整備する。令和元年には約2000㎡の鳥獣被害面積であった。電気柵の設置を進め、令和6年度には、被害面積を1500㎡以内に抑える。

② 一山川棚田では、電気柵の設置や適切な草管理などによって、令和元年度において鳥獣被害は発生しなかった。今後も引き続き鳥獣被害の防止に努め、被害額を30万円/年以下にする。

③ 一下山田棚田では、数年前には約10,000㎡の鳥獣被害があったものの、電気柵の設置により令和元年、令和2年10月現在は被害が出ていない。今後は、電気柵の増設や適切な草管理などに努め、令和6年度までに被害面積を6000㎡以内に抑える。

一東保新棚田では、平成29年度から令和元年度までに毎年3000~4000㎡の鳥獣被害があった。電気柵の設置により令和2年10月現在被害は出ていないが、今後も電気柵の整備を進め、令和6年度まで現状を超える被害の発生防止に努めることとするが、多くとも被害面積が10,000㎡を超えないようにする。

一五位棚田では、令和2年度において鳥獣被害は50万円発生したが、電気柵の整備と、防草シートを設置により鳥獣被害の防止に努め、令和6年度の被害額を30万円以内に抑える。

・生産性・付加価値の向上

② 一沢川棚田では、令和6年度までに密苗対応の田植機を1台導入する。

③ 一山川棚田では、令和6年度までに共同利用のためのコンバイン1台を導入する。

④ 一下山田棚田では、令和元年末の集積率79%を令和6年度末までに85%に6%増加させる。

⑤ 一東保新棚田では、令和6年度までにラジコン式刈り機を1台導入する。

一五位棚田では、令和6年度までにAI機能搭載の田植機を1台導入する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

② 一沢川棚田では、年に1度行っている棚田米を活用したもちつき催しを行っている。それに加えて、今後5年間で、参加者で食べ物などを作る催しを新たに1つ行う。(計年2回 梅干しや漬物など、内容は検討中)令和6年度までに、参加者16人(令和元年)から20人以上に増やす。

③ 一山川棚田では、令和6年度末までに、棚田での生産作物(マコモタケ、マルイモ等を予定)の収穫体験を開催し、年間の参加者数15人を目指す。

④ 一下山田棚田では、令和6年度末までに、景観作物(ひまわり)を20a植栽し、地域の振興に繋げる。

⑤ 一東保新棚田では、令和6年度末までに、景観作物(ひまわり)を13a植栽し、地域の振興に繋げる。

一五位棚田では、棚田での生産作物(さつま芋)の植付けや収穫体験を行い、参加者を30人(令和2年度)から令和6年度末までに50人へ増やす。